

# 特集 航空機騒音に対する住宅防音工事

## 防音工事で静かに安心

国では人間飛行場（航空自衛隊入間基地）に離着陸する航空機の騒音を和らげるため、個人住宅の防音工事を国の補助により実施しています。住宅防音工事区域内（左図）にお住まいで、防音工事を希望されるかた

は、次の内容で補助を受けられますので、防衛施設周辺整備協会埼玉支所へ直接お申し込みください。ただし、追加防音工事（2度目の工事）が終わったかたは、申し込みの資格がありません。

### 住宅防音工事のお知らせ

#### 住宅防音工事の対象となる住宅

住宅防音工事区域内で、告示日（左図参照）に所在する自己所有の家族か貸家で、人の居住している住宅

▼3人世帯：4室▼4人以上世帯：5室 ※上記部屋数から1度目の工事（新規防音工事）の部屋数を差し引いた数となります

#### 新規防音工事（1度目の工事）

- ▼工事ができる部屋数
- ▼4人以下の世帯：1室
- ▼5人以上の世帯：2室

#### 工事の内容

- ▼85W以上・80Wの区域：壁、天井、サッシ、ふすまなどの防音仕様による取り替え工事、冷暖房機及び換気扇の取り付け工事など
- ▼75Wの区域：サッシ、ふすまなどの防音仕様による取り替え工事、冷暖房機及び換気扇の取り付け工事など

#### 追加防音工事（2度目の工事）

- ▼工事ができる部屋数
- ▼1人世帯：2室▼2人世帯：3室

#### 住宅防音工事の申し込み

平成9年4月以降から将来に渡り、住宅防音工事を希望されるかたは、新規防音工事、追加防音工事ともに、防衛施設周辺整備協会埼玉支所まで受け付けています。

なお、申し込みが多数の場合、工事希望年度の次年度以降になることがありますのでご了承ください。申し込み5月23日（金）まで

### 特定住宅防音工事のお知らせ

防衛施設庁の補助事業として行っている住宅防音工事の対象住宅が一部拡大されました。

#### 85W以上の区域を特定住宅防音工事の対象に

今までは、85W以上の区域内で昭和54年8月31日区域指定後に建築さ

で該当されるかたは、補助が受けられますのでお申し込みください。なお、工事は今年度事業で実施しますが、実際の工事は9月以降になる予定です。また、申込者が多数の場合、次年度以降の工事になることがありますのでご了承ください。

#### 特定住宅防音工事の申し込み

平成9年4月以降から将来に渡り、住宅防音工事を希望されるかたは、防衛施設周辺整備協会埼玉支所まで受け付けています。

ただし、工事申し込み受付については随時行いますが、多数の申し込みがあった場合、工事の順番は申し込み順、あるいは建築年月日が早い順となりますので、平成9年度工事希望・10年度以降工事希望に関わらずお早めにお問い合わせください。

#### 施工業者等

住宅防音工事の施工業者の選定等、施工業者の選定・決定については、防音工事を希望される皆さん自らが行って下さい。

#### 家主のかたへのお願い

住宅防音工事の申し込みは、原則として家屋の所有者となっております。借家人のかたが、工事を希望された場合、家主のかたはこの工事の目的をご理解いただき、できる限りご協力をお願いします。

#### 住宅防音工事の申し込み方法

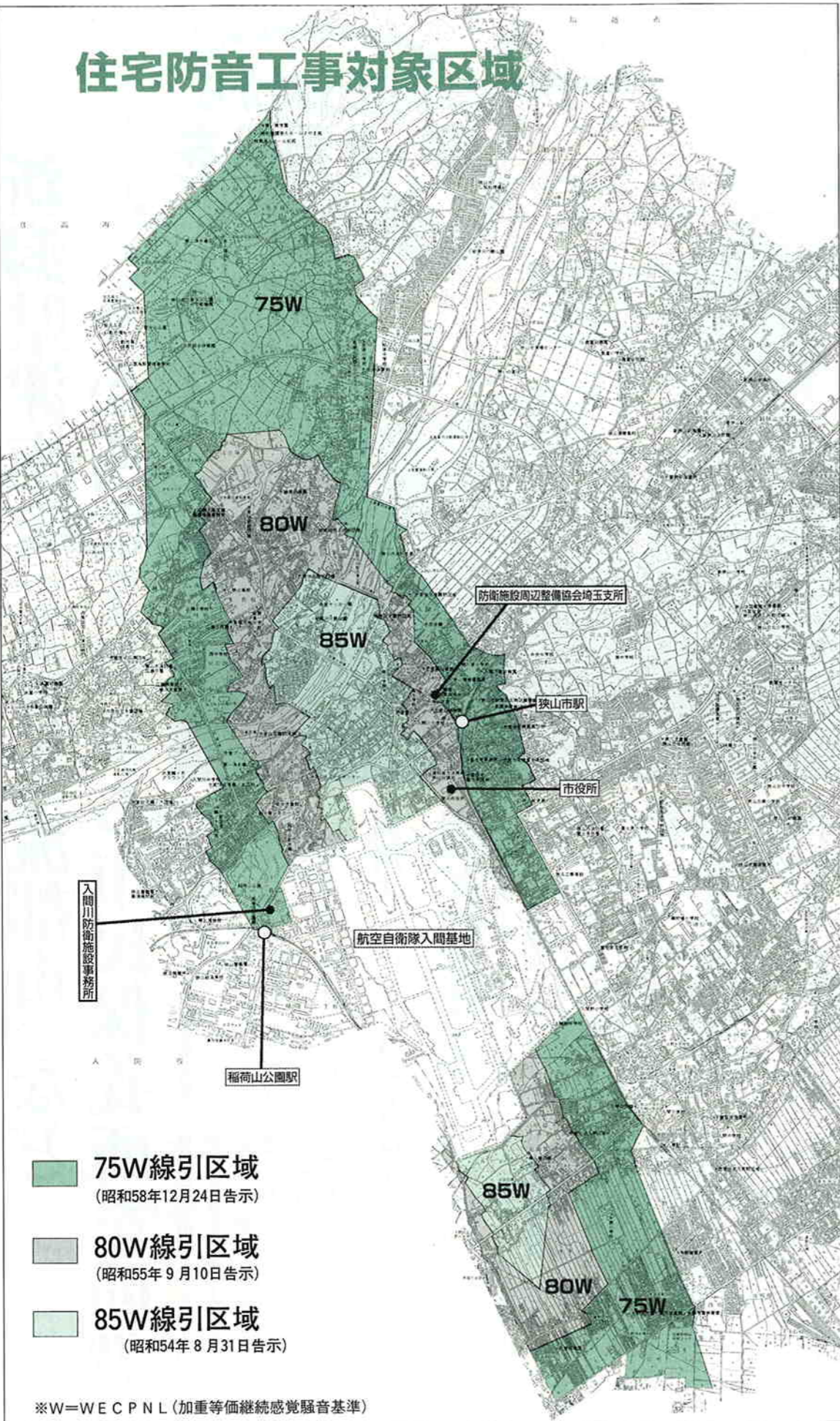
いずれについても、直接または電話で（財）防衛施設周辺整備協会埼玉支所へ ※防音工事ができる事になった時点で、改めて住民票、印鑑証明

書、不動産（建物）登記簿謄本などが必要となります。防音工事対象区域を詳しく知りたいかたは、入間川防衛施設事務所へ備えてある「縦覧図」で、ご確認ください。

問い合わせ・申し込みなど詳しくは…

- ▼東京防衛施設局事業部施設対策第3課 ☎03-3408-5211 内線3502・3520
- ▼入間川防衛施設事務所（稲荷山1-10） ☎53-5000又は5001
- ▼防衛施設周辺整備協会埼玉支所（入間川2-25中央図書館5階） ☎53-6277又は6278

## 住宅防音工事対象区域



- 75W線引区域 (昭和58年12月24日告示)
- 80W線引区域 (昭和55年9月10日告示)
- 85W線引区域 (昭和54年8月31日告示)

※W=WECPNL (加重等価連続感覚騒音基準)